

たばこを吸うときの配慮は義務です

It's your duty to be considerate when smoking tobacco.



健康増進法第27条により、喫煙禁止ではない場所でも周囲に受動喫煙を生じさせないように、以下のことに配慮する義務があります。

- 喫煙する際は、受動喫煙を生じさせることのないよう、周囲の状況に配慮すること
- 施設の管理者は喫煙場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることのない場所とすること

特に、子どもや妊婦さん、患者さんなど、たばこの煙による健康影響を受けやすい方の周囲では、喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。

We ask smokers to be especially considerate and to take measures such as refraining from smoking around children, pregnant women, those receiving medical care, and others, as they are more susceptible to the health effects of secondhand smoke.

